

SAJ 令和 3 教第 346 号

令和 2 年 12 月 4 日

加盟団体 各位

公益財団法人全日本スキー連盟

教育本部副本部長 栗林 繁幸

(公印省略)

SAJ 令和 2 教第 869 号「新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した 1 級以上のバッジテストの事前講習修了者への特例措置」に関する事前講習修了証紛失者の取扱いについて

平素から本連盟の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 17 日付 SAJ 令和 2 教第 869 号で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した 1 級以上のバッジテストの事前講習修了者への特例措置について以下の内容を通知いたしました。

(対象バッジテスト)

- ・クラウンプライズテスト
- ・テクニカルプライズテスト
- ・スキーバッジテスト 1 級
- ・スノーボードバッジテスト 1 級

(対象者)

2020 年度の 1 級以上のバッジテスト事前講習修了者で、2 月 27 日以降の 2020 年度のバッジテストに申込み済の者

(特例措置の内容)

2020 年度受講済みの 1 級以上のバッジテストの事前講習修了証の有効期限

受講年度のみ → 2021 年度まで

上記の特例措置の対象者が、今年度バッジテストを受検する際に、事前講習修了証を紛失した場合は、本人の申告により事前講習修了証がなくても受検することを認めます。

本件について、貴連盟の関係者に周知していただきますようお願い申し上げます。